

## 大規模災害発生時における応急医療活動等に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と医療法人社団康栄会浦安病院（以下「乙」という。）は、浦安市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時の応急医療活動拠点として開設される医療救護所（以下「救護所」という。）において行われる応急医療活動並びに救護所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、乙の敷地内及び状況に応じてその隣地で応急医療活動を行うことにより傷病者に対し適切な医療を提供する体制を整備することを目的とし、その役割はおおむね次のとおりとする。

- (1) 甲 一般社団法人浦安市医師会とともに救護所を開設し、傷病者のトリアージ及び応急処置、また、必要に応じ病院内に傷病者の搬送等を行う。このほか、必要な資機材等の管理を行う。
- (2) 乙 後方医療施設として、傷病者を受け入れ、処置を行う。

### （救護所の開設）

第2条 甲は乙の協力を得て、大規模災害発生時、地域防災計画に基づき、直ちに救護所を開設する。

- 2 救護所の資機材等は応急医療活動のために使用するものとする。
- 3 救護所の具体的な運営については、別に定める。

### （設置する施設等）

第3条 甲は救護所の資機材等を保管するための倉庫を設置する。

- 2 救護所の資機材等の品名、数量は、別に定める。

### （管理及び費用負担）

第4条 甲は前条で設置した資機材等及び倉庫の維持管理を行うものとし、維持管理に関する業務を行う際は、原則として乙の立会いを得るものとする。

- 2 甲は倉庫の設置及び管理に必要な費用を負担するものとする。
- 3 甲は応急医療活動に必要な消耗品の購入及び補充を行うものとする。

### （訓練）

第5条 甲及び乙は、資機材等の取扱い方法及び応急医療活動の連携に関する訓練を定期的に実施する。

### （協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙で協議する。

(期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、双方から異議の申出がないときは、自動的に継続する。

本協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年8月15日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 内 田 悦 嗣

乙 千葉県浦安市東野三丁目4番14号  
医療法人社団康栄会  
浦安病院  
院長 天 野 汎